帰還困難区域(双葉町)で居住・勤務していた申立人について、原発事故後、勤務先の要請に応じて自主的避難等対象区域(いわき市)での勤務を始め、そこでの就労を続けながら、週末には家族の避難先である埼玉県に通うという生活を約2年間にわたり送っていたが、体力的、精神的に限界を感じて平成25年5月に勤務先を退職したことなどを考慮し、退職と原発事故との間の因果関係を認め、就労不能損害等が賠償された事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

## 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記記載の損害項目(下記期間に限る) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばな いことを相互に確認する。

記

損害項目

就労不能損害

382万9077円

期間

自 平成25年6月1日 至 平成26年2月末日

避難費用 (家族間移動費用)

28万6000円

期間

自 平成24年3月1日 至 平成24年5月末日

弁護士費用

12万3453円

合計

423万8530円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目および期間についての和解金として、合計金423万8530円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人と被申立人は、第1項の損害項目(同項記載の期間に限る)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に 対して別途請求しない。
- 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、申立人が1通と被申立人が1通をそれぞれ保有す るものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠 償紛争解決センターに交付する。 平成26年8月21日

(仲介委員 永山在浩)